

# 給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

## 今後の流れ

### 在籍報告

◎毎年4月・10月

スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告は、年2回あります。（昨年度までの3回から2回に変更）

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること。

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は給付奨学金の振込みが止まります。

※在籍報告月の前月までに採用された方が報告必要となります。

※転学・編入学や転学部への願出を提出し、給付奨学生としての継続を希望する場合も在籍報告が必要です。

### 継続願・適格認定

◎12月～1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付奨学金継続願」の提出

※貸与奨学金も受けている方は、そちらも提出すること。

適格認定：大学にて、奨学生としての適格性を有しているか否かを確認します。

【重要】適格認定の基準は、貸与と給付で異なります。十分ご注意ください。

### 支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構が、あなたが提出したマイナンバー情報を利用して家計状況を確認。それにより支援区分が変更になり、支給停止や給付月額が変わることがあります。

※10月以降の支援区分は、9月下旬にスカラネットパーソナルで各自ご確認ください。

### 授業料減免申請について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

- ・第Ⅰ区分 授業料全額免除
- ・第Ⅱ区分 授業料2／3免除
- ・第Ⅲ区分 授業料1／3免除
- ・支援区分外 授業料減免なし

【重要】年に2回（後期分8～9月・次年度前期分1～3月予定）授業料減免継続申請が必要です。

（「A様式2」を申請期間内に提出。提出しなかった場合授業料減免認定が受けられません。）

授業料減免結果通知は前期分8月、後期分1月上旬頃発送予定です。通知に従って納付願います。

## 注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等がありましたら、図書館1F学生生活支援課までご連絡ください。

TEL：089-927-9168

Mail：syougaku@stu.ehime-u.ac.jp